

# 高齢運転者等専用駐車区間制度の概要

制度の趣旨→「高齢運転者等を支援する制度です。」  
制度の開始→平成22年4月19日(月)からです。

## 規制標識

この制度は、対象の方が、専用の標章の交付を受ければ、右の標識がある場所に駐車することができます。



標章車専用 標章車専用 標章車専用

※ 標識板の下に「標章車専用」と記載されている規制区間に限ります。

## 制度の対象者

普通自動車対応免許を取得している70歳以上の方

道交法第71条の6で規定する「聴覚障害者」「肢体不自由」の方

妊娠中又は出産後8週間以内の方

※ 「聴覚障害者」  
免許の条件に「特定後写鏡で普通車の乗用車に限る」と表記されている方

## 申請時に必要な書類

- 自動車運転免許証(原本)
- 自動車検査証(コピー可)

- 自動車運転免許証(原本)
- 自動車検査証(コピー可)
- 母子健康手帳又は出産証明証等(原本)

※ 制度により駐車できる自動車は「普通自動車」です。

## 申請場所

## 警察署交通課窓口

- ※ 申請先は、「住所地」を管轄する警察署で、「住居地」を管轄する警察署ではありません。
- ※ 申請用紙は、警察署交通課窓口にあります。

## 県内の高齢者等専用駐車区間の場所は！

- 和歌山市役所東庁舎の東側
- JR和歌山駅前交差点の西側
- JR和歌山駅東口交差点の東側

※ 現在のところ、和歌山市内で3箇所を設置する予定です。